

改定松伏町建築物耐震改修促進計画

令和3年度～令和7年度

令和3年3月

松 伏 町

目 次

第1章	はじめに	
1	計画の目的	1
	(1) 改定松伏町建築物耐震改修促進計画の目的 (2) 計画策定の背景	
2	埼玉県及び松伏町の被害想定	3
3	松伏町地域防災計画と本計画の関連性	5
第2章	建築物の耐震化の現状と今後の目標	6
1	これまでの取組による耐震化の現状	
	(1) 対象建築物 (2) 建築物の耐震化状況	
2	本計画における耐震化の目標	10
	(1) 計画期間 (2) 対象建築物 (3) 耐震化の目標	
第3章	建築物の耐震化を促進するための施策	
1	耐震化の促進に向けた取組方針	11
2	住宅の耐震化の促進に関する施策	12
	(1) 無料簡易耐震診断の実施 (2) 補助事業による支援	
	(3) 広報活動等による啓発	
3	多数の者が利用する建築物(町有建築物)の耐震化の促進に関する施策	13
4	多数の者が利用する建築物(民間建築物)の耐震化の促進に関する施策	13
	(1) 耐震サポーター登録制度 (2) 金融機関による融資支援	
	(3) 県が取り組む民間建築物の耐震化の支援	
5	その他地震災害に関連する施策	14
	(1) 家具の転倒防止対策 (2) エレベーターの地震対策 (3) 地震保険の加入促進	
	(4) 窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策	
	(5) 建築物の土砂災害対策 (6) 建築物の大雪対策	
	(7) 地震ハザードマップの活用 (8) ブロック塀の安全対策	
第4章	体制	
1	彩の国既存建築物地震対策協議会	16
2	応急危険度判定士体制の整備	16

第1章 はじめに

1 計画の目的

(1) 改定松伏町建築物耐震改修促進計画の目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）第6条の規定において、市町村は都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされています。

改定松伏町建築物耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、埼玉県が策定した「改定埼玉県建築物耐震改修促進計画」に基づき策定するものです。

昭和56年5月31日以前に工事に着手し建築された、建築物（以下「旧耐震基準の建築物」という。）の耐震化などを図ることで、地震発生時の被害を軽減することを目的とします。

(2) 計画策定の背景

本計画の策定に至るまでの主な経過は下表のとおりです。

本計画策定までの主な経過

年月	経過	備考
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 死者・行方不明者6,437人 住宅全壊104,906棟、半壊144,274棟、 一部破損390,506棟(内閣府HPより) 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成16年10月	新潟中越地震	最大震度7
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の告示 (以下「国の基本方針」という)	国の基本方針に基づき、都道府県耐震改修促進計画の策定を規定

平成 19 年 3 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成 27 年度までの耐震化率の目標 住宅 90% 多数の者が利用する建築物 県有 100%、市町村有 99%、民間 90%
平成 21 年 3 月	松伏町建築物耐震改修促進計画策定	県計画に基づき策定
平成 23 年 3 月	東北太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大深度 7 死者 19,729 人、行方不明者 2,559 人 住宅全壊 121,996 棟、半壊 282,941 棟、 一部破損 748,461 棟 (内閣府HPより)
平成 25 年 10 月	国の基本方針の改正告示	令和 2 年度までに住宅の耐震化率 95% の目標を明示
平成 25 年 11 月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、 耐震化の促進に向けた取組を強化
平成 27 年 3 月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣 議決定 松伏町地域防災計画改訂	令和 2 年までに住宅及び多数の者が利 用する建築物の耐震化率 95%の目標を 明示 町の減災目標の設定
平成 28 年 3 月	改定埼玉県建築物耐震改修促進計画	令和 2 年度までの耐震化率の目標 住宅 95% 多数の者が利用する建築物 市町村有 100%、民間 95% (県有は 100%耐震化済)
平成 28 年 4 月	熊本地震	最大震度 7 (2 回記録) 死者 273 人 住宅全壊 8,667 棟、半壊 34,719 棟、 一部破損 163,500 棟 (内閣府HPより) 平成 12 年 5 月 31 日以前に建築された 住宅にも倒壊被害が発生
平成 29 年 3 月	埼玉県住生活基本計画改定	令和 7 年度までに耐震性を有しない住 宅ストックをおおむね解消する目標を 設定
平成 29 年 3 月	埼玉県地域強靱化計画策定	令和 3 年度までに多数の者が利用する 民間建築物の耐震化率 95%以上とする 目標を設定
平成 29 年 7 月	埼玉県 5 か年計画「希望・活躍・うるお いの埼玉」策定	
平成 30 年 6 月	大阪府北部地震	最大震度 6 弱 死者 4 人 (うちブロック塀崩落により 2 人死亡) 住宅全壊 9 棟、半壊 87 棟、 一部破損 27,096 棟 (内閣府HPより)
平成 30 年 12 月	基本方針の改正告示	令和 7 年を目途に耐震性が不十分な診 断義務付け対象建築物をおおむね解消 とする目標を明示
平成 31 年 1 月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック 塀等について診断義務付けなど、耐震 化の促進に向けた取組を強化
令和元年 7 月	埼玉県建築物耐震改修促進計画 一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和 3 年 3 月	改定埼玉県建築物耐震改修促進計画策 定	

2 埼玉県及び松伏町の被害想定

県では、平成 24・25 年度埼玉県地震被害想定調査により、東京湾北部地震、茨城県南部地震、元禄型関東地震、関東平野北西縁断層帯地震、立川断層帯地震の 5 つのタイプの地震発生を想定し、被害予測をしています。

なかでも、被害想定調査実施時点（平成 26 年 3 月）において、今後 30 年以内の発生確率が 70%とされた首都直下地震の一つである東京湾北部地震では、建物の全壊が約 13,000 棟、半壊が約 43,000 棟、死者・負傷者数が約 8,000 人、一週間後の避難者数が約 54,000 人を想定しています。

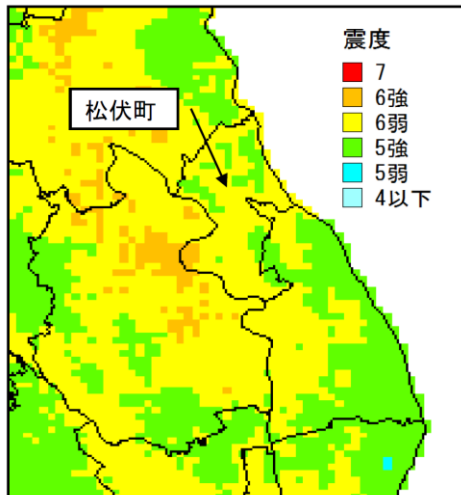
町では、松伏町地域防災計画 総則編 第 1 章総則 第 2 節災害環境 第 4 災害の想定において、町にもっとも大きな被害をもたらすと想定されている茨城県南部地震による被害予測をしています。

茨城県南部地震による被害については、建物の全壊が 259 棟、半壊が 754 棟、死者・負傷者が最も多い冬の朝 5 時（風速 8m/秒）でそれぞれ死者 4 人・負傷者 65 人、避難者が最も多い冬の夜 6 時（風速 8m/秒）で一週間後の避難者数が 1,676 人と想定しています。

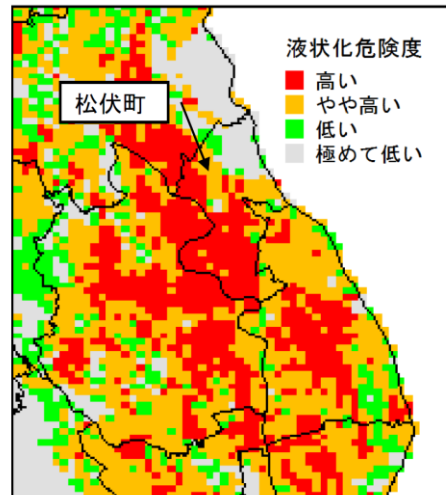


震源断層の分布

資料：埼玉県地震被害想定調査報告書



震度分布図



液状化危険度分布図

資料:松伏町地域防災計画

被害予測結果

被害項目		発生条件		冬5時		夏12時		冬18時	
		風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s	風速 3m/s	風速 8m/s		
建物被害	全壊(棟)	259							
	半壊(棟)	754							
火災	全出火件数	0.1		0.3		0.9			
	焼失棟数(棟)	3	3	7	8	25	29		
廃棄物(トン)		6.1	6.1	6.1	6.2	6.5	6.5		
電力	停電世帯数(直後)(世帯)	7,877							
	停電人口(直後)(人)	23,534							
	停電率(直後)(%)	75.54							
	停電世帯数(1日後)(世帯)	1,199	1,199	1,202	1,203	1,214	1,217		
	停電人口(1日後)(人)	3,582	3,583	3,592	3,594	3,628	3,636		
	停電率(1日後)(%)	11.50	11.50	11.53	11.54	11.65	11.67		
都市ガス	供給停止件数	1,970							
	供給停止率(%)	100.0							
水道	断水率(%)	27.1							
	断水世帯数(世帯)	2,822							
	断水人口(人)	8,431							
下水道	被害率(%)	33.0							
	機能支障人口(%)	6,628							
人的被害	死者(人)	4	4	2	2	2	2		
	負傷者(人)	65	65	36	36	40	40		
	うち重傷者(人)	5	5	3	3	3	3		
避難者	1日後(人)	1,068	1,069	1,080	1,083	1,123	1,134		
	1週間後(人)	1,612	1,613	1,623	1,626	1,666	1,676		
	1ヶ月後(人)	1,181	1,182	1,193	1,196	1,236	1,246		
県外への外出者のうち帰宅困難となる町民(人) ※内閣府による帰宅困難率		平日				休日			
		12時		18時		12時		18時	
		2,721		2,095		2,507		1,984	
避難所避難者のうち要配慮者数(人)		118							
1日あたりし尿発生量(キログラム)		1.8							

資料:松伏町地域防災計画

3 松伏町地域防災計画と本計画の関連性

町では、地震などの災害に対し迅速かつ的確に対応するため、松伏町地域防災計画を定め、震災予防として建築物・施設等の耐震性の向上を挙げています。

「松伏町地域防災計画」震災対策編 第1章震災予防計画 第1節建築物・施設等の耐震性向上において、公共建築物の耐震化及び一般建築物の耐震化について、「松伏町建築物耐震改修促進計画」に基づき事業を行うことが記載されています。

本計画の策定にあたり、住宅・建築物の耐震化の促進に特化した計画として、松伏町地域防災計画と整合性を図ります。

第2章 建築物の耐震化の現状と今後の目標

1 松伏町の今までの取組による耐震化の現状

(1) 対象建築物

町では、旧耐震基準で建築された「住宅」及び下表に掲げる「多数の者が利用する建築物」を対象として、耐震化の促進に取り組んでいます。

多数の者が利用する建築物及び要緊急安全確認大規模建築物

本計画における分類	用途	規模	
		多数の者が利用する建築物	要緊急安全確認大規模建築物
学校	幼稚園	2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上
	小学校等（小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校）	2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ3,000㎡以上
	学校（小学校等以外の学校）		—
病院・診療所	病院、診療所		
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂		
店舗等	展示場	3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		—
	卸売市場		
ホテル・旅館等	ホテル、旅館		3階以上かつ5,000㎡以上
賃貸共同住宅等	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿		—
社会福祉施設等	保育所	2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物		
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物（不特定かつ多数の者が利用するものに限る）	3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
その他	体育館（一般の公共の用に供されるもの）	1階以上かつ1,000㎡以上	1階以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		
	博物館、美術館、図書館		
	理髪店、質店、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		

	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	—	—
	事務所		
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）		
	一定以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）		

（２）建築物の耐震化状況

ア 住宅

住宅の耐震化については、支援制度の創設や所有者への啓発活動などにより、耐震化の促進を図ってきました。

住宅の耐震化率の推移

（単位：棟）

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年6月以降の新耐震基準の建築物	計	耐震化率（％）
	a	耐震性なし	耐震性あり			
		b	c			
平成25年10月1日	2,410	1,148	1,262	8,560	e = a+d 10,970	f = (c+d)/e 90%
平成30年10月1日	1,680	837	843	9,060	10,740	92%
令和2年3月31日	1,580	774	806	9,269	10,849	93%
令和3年3月31日	1,513	741	772	9,408	10,921	93%

※住宅・土地統計調査を基に算出

※令和2年、令和3年の数値については、推計値

イ 多数の者が利用する特定建築物

多数の者が利用する建築物のうち、特に町有建築物は地震発生時の避難所など、多くが応急活動の拠点となる重要な施設となるため、積極的に耐震化に取り組んでいます。

町有建築物の耐震化率の推移

(単位:棟)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の建築物	計	耐震化率 (%)
			d			
	耐震性なし	耐震性あり				
a	b	c	e =a+d	f =(c+d)/e		
平成20年 1月1日	7	1	6	6	13	92%
平成26年 3月31日	6	0	6	5	11	100%
平成27年 3月31日	6	0	6	5	11	100%
平成28年 3月31日	6	0	6	5	11	100%
令和2年 3月31日	6	0	6	5	11	100%

※耐震性なし：耐震診断を実施した結果、耐震性が不足しているものなどをいう

※耐震性あり：耐震改修を行ったもののほか、建替、除却、閉鎖したものをいう

町有建築物の用途別の耐震化率

令和2年3月31日現在 (単位:棟)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の建築物	計	耐震化率 (%)
			d			
	耐震性なし	耐震性あり				
a	b	c	e =a+d	f =(c+d)/e		
学校	6	0	6	3	9	100%
病院 診療所	—	—	—	—	—	—
劇場 集会所等	0	0	0	1	1	100%
店舗等	—	—	—	—	—	—
ホテル 旅館等	—	—	—	—	—	—
賃貸共同 住宅等	—	—	—	—	—	—
社会福祉 施設等	0	0	0	1	1	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他 一般庁舎	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合計	6	0	6	5	11	100%

民間建築物の耐震化率の推移

(単位:棟)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の建築物	計	耐震化率 (%)
	耐震性なし		耐震性あり			
	a	b	c			
平成20年 1月1日	7	7	0	21	28	75%
平成26年 3月31日	2	2	0	17	19	89%
平成27年 3月31日	3	3	0	16	19	84%
平成28年 3月31日	2	1	1	19	21	95%
令和2年 3月31日	2	1	1	20	22	95%

※耐震性なし：耐震診断を実施した結果、耐震性が不足しているものなどをいう

※耐震性あり：耐震改修を行ったもののほか、建替、除却、閉鎖したものをいう

民間建築物の用途別の耐震化率

令和2年3月31日現在 (単位:棟)

	昭和56年5月までの旧耐震基準の建築物			昭和56年 6月以降の 新耐震基準 の建築物	計	耐震化率 (%)
	耐震性なし		耐震性あり			
	a	b	c			
学校	1	1	0	2	3	67%
病院 診療所	1	0	1	3	4	100%
劇場 集会所等	—	—	—	—	—	—
店舗等	0	0	0	1	1	100%
ホテル 旅館等	—	—	—	—	—	—
賃貸共同 住宅等	0	0	0	1	1	100%
社会福祉 施設等	0	0	0	5	5	100%
消防庁舎	—	—	—	—	—	—
その他 一般庁舎	—	—	—	—	—	—
その他	0	0	0	8	8	100%
合計	2	1	1	20	22	95%

2 本計画における耐震化の目標

(1) 計画期間

計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とし、社会情勢の変化や法令等の改正などに適切に対応するため、耐震化の進捗や施策の状況確認を行い、必要に応じて計画の見直し等を検討するものとします。

(2) 対象建築物

対象とする建築物は、旧耐震基準で建築された「住宅」及び「多数の者が利用する建築物」とします。

(3) 耐震化の目標

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の目標は、次のとおりとします。

		前計画の目標 令和2年度	本計画の目標 令和7年度	令和2年度 現状
住 宅		95% →	95%	93%
多数の者が 利用する 建築物	町有 建築物	100% →	100%	100%
	民間 建築物	100% →	100%	95%

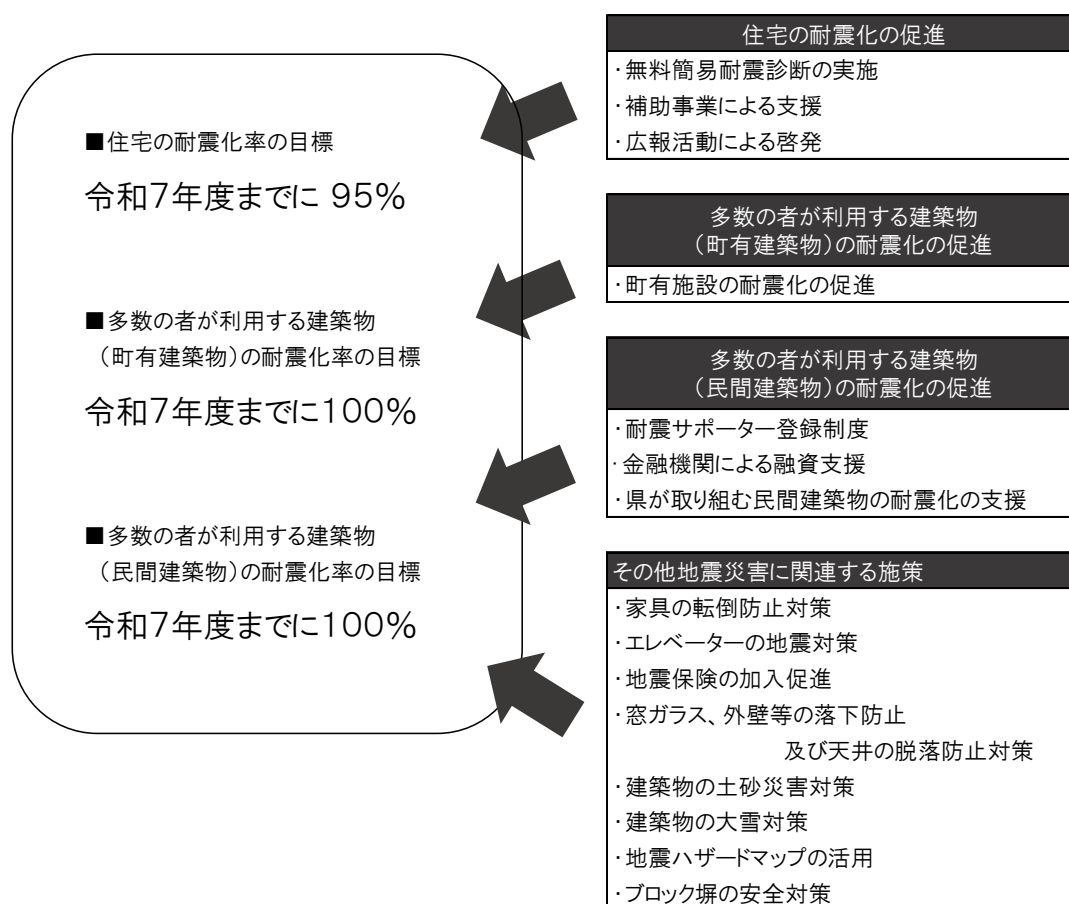
第3章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 耐震化の促進に向けた取組方針

住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するためには、その所有者等が震災対策を自らの問題として認識し、自らの責任において取り組むことが不可欠です。

このことから、所有者の耐震化に対する意識啓発や、耐震化を実施する際に要する費用などの負担軽減は大変重要となります。

そこで、町は、耐震化目標を達成し、地震発生時の被害を軽減するために、以下のような働きかけや支援、施策等に取り組みます。



2 住宅の耐震化の促進に関する施策

住宅の耐震化の促進については、所有者等の防災に関する意識啓発のための情報提供や、耐震化における負担の軽減等が重要です。

住宅においては、県と連携して耐震化の促進に努めるものとします。

(1) 無料簡易耐震診断の実施

町は、木造住宅の無料耐震診断を実施しています。診断の結果、耐震化が必要とされた旧耐震基準の住宅には、耐震診断及び耐震改修の重要性の説明とあわせて耐震化に関する補助制度を紹介しています。これらにより、所有者等が耐震化の重要性を認識し、住宅の耐震化を図る方向へ誘導していきます。

(2) 補助事業による支援

町は、旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断及び耐震改修にかかる補助制度において、所有者等に対する費用面での支援を行っていきます。

(3) 広報活動等による啓発

町が実施する木造住宅の無料簡易耐震診断等について、町広報紙及び町ホームページへの掲載等による広報活動を行い、耐震診断及び耐震改修の促進を図るよう周知に努めます。

また、県が作成する「戸建住宅震災対策啓発リーフレット」を活用し、戸建住宅の耐震改修、家具の転倒対策及び耐震シェルターの設置を啓発するとともに、耐震改修促進税制優遇の周知に努めていきます。

3 多数の者が利用する建築物（町有建築物）の耐震化の促進に関する施策

多数の者が利用する町有建築物は、平常時の利用者の安全確保だけではなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも耐震性の確保が求められています。

本計画の対象建築物の目標耐震化率は達成しましたが、本計画の対象建築物となっていない建築物においても、耐震化に努めるものとします。

4 多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化の促進に関する施策

（1）耐震サポーター登録制度

建築物の所有者等の耐震化に関する疑問や不安等を解消するための相談窓口のひとつとして、県では、県内の建築士事務所や施工業者を「耐震サポーター」として登録する制度を設け、耐震サポーターの名簿を作成、公表しています。

町では、建築物所有者等が耐震化について相談先を探す際に、名簿を活用できるよう、周知に努めていきます。

（2）金融機関による融資支援

耐震診断や耐震改修の実施に際し、通常よりも低減した利率で融資を受けられることができる制度が、県内の金融機関で創設されています。

また、県は、県と提携している民間金融機関で、耐震診断や耐震改修の実施に際し、通常よりも低減した利率で融資を受けられることができる制度「埼玉の家 耐震・安心・エコリフォームローン」を創設しています。

独立行政法人住宅金融支援機構においても、耐震改修やリフォームに関する融資制度が実施されています。

町は、これらの融資制度の周知に努めていきます。

（3）県が取り組む民間建築物の耐震化の支援

町は、県が取り組む民間の「多数の者が利用する建築物」や「緊急輸送道路沿道建築物」の耐震化が図られるよう、必要な支援を行っていきます。

5 その他耐震化の促進に関する施策

(1) 家具の転倒防止対策

建築物の耐震化を促進するだけでなく、地震時の家具等の転倒による圧迫死を防止するため、家具や電化製品の固定を促すためのリーフレットを配布し、町民の防災意識の普及啓発を図るとともに、家具転倒防止器具購入費等補助事業において支援を行っていきます。

また、県と建設業関係団体とが連携した、専門家による相談、見積及び施工を安心して依頼できる「家具固定サポーター登録制度」を活用し、町民の家具固定化の取組みを支援していきます。

(2) エレベーターの地震対策

東日本大震災では、埼玉県を含め全国 20 都道県で合計 257 件のエレベーターの閉じ込めが発生しました。

町は、県と連携し、エレベーターが設置された建築物の所有者等に対し、地震時のリスクなどを周知するとともに、地震対策を行うよう啓発していきます。

(3) 地震保険の加入促進

地震による被害を補償する地震保険の平成 26 年度の加入率は、全国平均で約 28.8%、埼玉県の加入率が約 30.0%となっています。

大規模な地震災害発生後の復旧を速やかに図るためには、地震保険の活用は大変効果があります。

町は、県と連携し、地震保険の保険料及び補償内容などの情報提供に努め、地震保険の加入促進を図っていきます。

(4) 窓ガラス、外壁等の落下防止及び天井の脱落防止対策

地震時の建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下及び天井材等の非構造部材の脱落による危険を防止するため、建築物の所有者（管理者）に対して、落下対象物の調査の実施や、落下防止対策の普及啓発及び改修等の指導を行っていきます。

(5) 建築物の土砂災害対策

地震に伴うがけ崩れ等が発生した場合、建築物への大きな被害が想定されることから、土砂災害対策は重要と考えられます。

町は、県と連携し、適切な役割分担のもと、建築物が土砂災害に対して安全な構造となるよう改修や移転等の対策実施について取り組みます。

(6) 建築物の大雪対策

法改正や各種制度通知など、国の動向に注視し、建築物の大雪対策について適切な対応を図ります。

(7) 地震ハザードマップの活用

地震時の揺れやすさ、建物倒壊危険度及び液状化危険度を表示した「松伏町地震・洪水ハザードマップ（地震編）」を活用し、被害を未然に防止するよう努めていきます。

(8) ブロック塀の安全対策

現行の建築基準法等の規定に合わない塀や、劣化した塀は地震時に倒壊する恐れがあると考えられます。

町は、点検の方法や専門業者への紹介等広報やホームページ、窓口等で周知に努めていきます。

第4章 体制

町及び建築関係団体は、下記の協議会等を通じて情報の共有や各種イベントの開催及び災害発生時の体制づくりを行っています。

1 彩の国既存建築物地震対策協議会

県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」は、会員相互の綿密な連携の下、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化の促進を図ることを目的として、平成10年1月に創設されました。

令和2年4月時点において、75会員（埼玉県、63市町村及び11建築関係団体）で構成されています。

2 応急危険度判定士体制の整備

平成4年に、応急危険度判定士制度が発足しました。

町では、県で定めた「埼玉県被災建築物応急危険度判定要綱」に基づき、災害発生時の的確な応急危険度判定活動ができる体制を整えています。

また、町内在住・在勤の応急危険度判定士を対象に、災害発生時に備えた連絡訓練を行っています。